

農業委員会 総会（6月通常） 議事録

日時	令和7年6月25日（水）		9:00-10:30	
場所	住民センター 1階 会議室			
出席	農業委員	12	石野 正幸	
	農業委員	4	宮原 淳	
	農業委員	5	天野 律子	
	農業委員	6	大沼 剛	
	農業委員	7	植松 由美子	
	農業委員	9	小久保 利佳	
	農業委員	10	公文 宏司	
	農地利用最適化推進委員		前田 亙	
	事務局	事務局長		佐久間 真
		事務局		前田 直哉
事務局			佐藤 文乃	
欠席	農業委員	1	奥山 敏仁	
	農業委員	2	宮川 みゆき	
	農業委員	3	広川 直人	
	農業委員	8	内藤 政之	
	農業委員	11	吉見 一之	
	農地利用最適化推進委員		齊木 佑介	
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太	
傍聴人	0名			

- 1 会議事件
 - (1) 議案第30号 農地法3条申請について ナムレ地区1筆
 - (2) 議案第31号 農地法5条申請（追認）について ナムレ地区1筆
 - (3) 議案第32号 非農地証明願出書について 川原地区1筆
 - (4) 報告第16号 農地法第3条の3第1項による届出について（相続届出）式根島地区1筆
 - (5) 報告第17号 農地法第3条の3第1項による届出について（相続届出）本村地区6筆
- 2 協議事項
 - (1) R7 農地利用状況調査について
 - (2) R7 村への意見書の要望について
 - (3) R7 認定・認証制度の候補者について
 - (4) R7 労働安全衛生規則の改正に伴う熱中症対策の義務化について
 - (5) その他
 - ① 農業委員会だより9月号について
 - ② 7月の通常総会について
 - ③ 議事録署名人について

1 会議事件

(1) 議案第 30 号 農地法第 3 条申請について ナムレ地区 1 筆

当該土地については相続により譲渡人が取得したが、島外に在住しており、将来的に耕作を行う見込みもないことから、取得を希望する島内の親族である譲受人に譲渡することとしたい。

公文委員と齊木委員が調査。公文委員が調査報告。

6/20 譲受人立会いの上、現地調査を行った。問題なしとして全会一致で許可。

(2) 議案第 31 号 農地法第 5 条申請について ナムレ地区 1 筆

事業規模の拡大に伴い、建設用資材等の保管場所が必要となったため、前代表が知人である譲渡人から土地を貸借。以来、資材置き場として使用していたが、このたび土地の名義を変更するために売買することとなった。

当該土地は長年地目「畑」のまま使用されていたことから、農地法第 5 条の転用申請であるが、事後転用のため、追認という形で顛末書を添付した上での申請となる。

公文委員と齊木委員が調査。公文委員が調査報告。

6/20 現地調査を行い、後日譲受人に聞き取りを行った。問題なしとして全会一致で許可相当とし、都知事へ進達する。

小久保委 追認という形で何らかのペナルティがあるのか？

員：

事務局： 都の話だと、違反転用していたという実績が残るため、今後代表者の 3 条申請や会社の 5 条申請などに影響が出ることも考えられるとのこと。

(3) 議案第 32 号 非農地証明願出書について (川原地区 1 筆)

雑種地化した農地の非農地証明願。雑種地化のため、都知事許可案件。

吉見委員と広川委員が調査。両委員ともに欠席のため、事務局が調査報告。

6/19 現地調査を行った。建設工事等で使用するであろう砂利が置いてある状態で、農地とは認められなかった、とのこと。

固定資産税情報によると平成 17 年ごろには雑種地化しているのが確認でき、20 年以上雑種地化していることが確認できるため、問題なしとし、全会一致で許可相当とし、都知事へ進達する。

小久保委 先ほどの 5 条申請と違うのは、所有者が変わらないところか？

員：

事務局： 所有権移転があるかどうかではなく、20 年以上そのままの状態だということが証明できるかどうか、が重要になります。

公文委員： 20 年以上経っていれば時効が成立する、ということだよ。

事務局： そうなります。

石野会長： あと違うのは、5 条申請は農地法上の許可になるけれど、非農地証明はあくまでも行政サービスの一環である、ということだよ。非農地証明だと提出書類も少なく済むから… 5 条申請の 1/2 くらいの書類で済む？

事務局： 1/3 か 1/4 くらいかも知れません。

- (4) 報告第10号 農地法第3条の3第1項による届け出について(相続届出)式根島地区1筆相続の届出。特になし。
- (5) 報告第10号 農地法第3条の3第1項による届け出について(相続届出)本村地区6筆相続の届出。特になし。

2 協議事項

(1) R7 農地利用状況調査について

事務局より説明。提出期限8月総会時。昨年の地図は事務局が持っているため、必要があれば貸し出しを行う。

(2) R7 村への意見書の要望について

現在まで出ている要望を確認。

- ・農水
- ・大型船減便に伴う出荷減、観光客減への影響。
- ・産廃問題

石野会長： 6/16に実施された東京都農業会議主催の島しょ農業委員会協議会内で大型船減便に伴う影響について他島会長と協議を行った。他島も同意し、都へ要望することとなった。

(3) R7 認定・認証制度の候補者について

明日開催の担い手協議会において、認定予定の農業者一覧を説明。

(4) 労働安全衛生規則の改正に伴う熱中症対策の義務化について

6/1 施行の熱中症対策の義務化について説明。雇用者がいる農業者はもちろん、家族内従事者についても気を付けていただくよう周知。

(5) その他

- ・農業委員会だよりについて

9月号の担当者：植松委員、広川委員、内藤委員、前田委員

提出〆切：8/15(金)

- ・7月の総会について

7/30 9時より住民センター1階で開催

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し，農業委員会長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和7年6月25日

新島村農業委員会長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印